

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

この制度は、国及び北九州市の補助を受けて、北九州市社会福祉協議会（以下「市社協」）が実施する公的な貸付制度です。

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」）を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

北九州市が実施する高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が対象です。

（１） 貸付対象者

訓練促進資金の貸付けを受けることができる方は、次に掲げる要件を全て満たす方です。詳しい要件につきましては、市社協までお問い合わせください。

- ① ひとり親家庭の親であって、北九州市内に住民登録をしていること。
- ② 高等職業訓練促進給付金の支給を受けていること。
- ③ 養成機関への入学又は就職に際し、経済的援助を必要とすること。
- ④ 養成機関修了後、福岡県及び山口県下関市の区域内（以下「指定区域内」）において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き（1週間の所定労働時間が20時間以上）従事しようとする方であること。
- ⑤ 令和7年4月以降、養成機関に入学した方。
- ⑥ 令和7年3月以降、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方。
養成機関の課程を修了した日から、1年以内に資格を取得した方。

（２） 貸付対象者外

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方でも、「一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金（ハローワーク）」「自立支援教育訓練給付金」など受給している方の貸付（入学準備金）は対象外です。

また、「保育士修学資金貸付金」「介護福祉士等修学資金貸付金」を受けている場合も対象外です。

（３） 貸付資金（訓練促進資金）の内容

資金種類	貸付対象者	資金使途	貸付額
入学準備金	高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方 （令和7年4月以降、養成機関に入学した方）	養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充当する費用	500,000円以内
就職準備金	高等職業訓練促進給付金の支給を受けていた方 （令和7年3月以降、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方） ※養成課程を修了した日から1年以内に就職する場合に限る。	就職にあたり必要な費用（被服費、転居費用等）	200,000円以内

(4) 貸付利率

連帯保証人を立てた場合、貸付利子は無利子です。(連帯保証人なしの場合は、返還債務の履行猶予期間経過後は年1.0%の利息がつきます)

(5) 貸付資金の借入れ申請について

令和7年度、借入れの申請ができる方は下記のとおりです。

資金種類	対象者
入学準備金	令和7年4月以降、養成機関に入学した方 (ただし、既に卒業した方については申請できません)
就職準備金	令和7年3月以降、養成機関の課程を修了し、取得した資格が必要な業務に就職する方。または、養成機関の課程を修了した日から1年以内に、取得した資格が必要な業務に就職する方。

《申請に必要な書類》※この他にも書類の提出を求める場合があります。

■共通書類

- ① 貸付申請書(様式第1号)
- ② 訓練促進資金の貸付けに伴う個人情報の取扱い同意書(様式第2号)
- ③ 世帯全員の記載のある住民票(本籍地の記載あり、マイナンバーの記載なし、3ヶ月以内に発行されたもの)

連帯保証人を立てる場合

- ④ 連帯保証人の住民票(本籍地の記載あり、マイナンバーの記載なし、3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類(源泉徴収票の写し、所得額証明書等)

■入学準備金の申請に必要な書類

上記①～⑤に加えて、

- ⑥ 養成機関の在学を証明する書類(在学証明書等)
- ⑦ 入学費用がわかる書類(入学パンフレット等)を添付してください。

■就職準備金の申請に必要な書類

上記①～⑤に加えて、

- ⑧ 養成機関の課程を修了したことを証明する書類(卒業証明書、修了証明書等)
- ⑨ 養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類(当該資格の免許証の写し、登録証の写し等)

〔連帯保証人の要件〕

連帯保証人を立てる場合は、無利子となります。

連帯保証人を立てる場合は、福岡県内に住民登録をしている方で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有する方(1人)を連帯保証人としてください。

貸付を受けようとする者が未成年者の場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならず、その者の親権者又は後見人でなければなりません。

※保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間経過後、年1.0%の利率で貸付利息がつきます。

《申請に当たっての注意事項》

- 貸付を希望される方は、(9)のお申し込み先にて、申請手続きを行ってください。(郵送不可)
- 審査によって貸付が不承認となることがあります。
- 資金交付後、申請に不正や誤りが認められたり、借入れ目的に反する資金使用が確認された場合は、借受人に対して、返還債務の全部又は一部の額について、返還請求する場合があります。

(6) 借入れのご相談(申請)から資金交付(送金)、免除その他手続きについて

訓練促進資金の相談

○訓練促進資金貸付のご案内や、申込み手順等のご説明をいたします。

①申請書類の提出(申請者)

○貸付希望者は、市社協に貸付申込書及び必要書類を提出します。(郵送不可)
※北九州市の高等職業訓練促進給付金の受給状況等について、訓練促進資金の貸付窓口となる市社協との間で情報共有いたします。
※高等職業訓練促進給付金の支給決定後に貸付申請が可能となります。

②審査・貸付決定(市社協)

○市社協において貸付の可否について審査を行います。
※審査中に追加の書類の提出等をお願いをする場合があります。
※審査の結果により、貸付できない場合があります。
※貸付の可否については申請者、連帯保証人に郵送で通知します。
※申請者には、借用証書等の提出していただく書類を併せて郵送します。

③借用証書の提出(申請者)

○借用証書に借受人・連帯保証人が署名、捺印(実印)のうえ、必要書類を添えて市社協に提出します。
※誓約書、印鑑登録証明書(借受人・連帯保証人)、振込口座申請書、通帳のコピーの添付が必要です。
※借用証書には、印紙税法による収入印紙の貼付が必要です。

④貸付資金の交付(市社協)

○市社協で借用証書を受領後、書類に不備がなければ、30日以内に貸付資金を申請者が指定した口座に一括で送金します。
※入学準備金の交付は、高等職業訓練促進給付金の支給決定後となるため、養成機関入学後になります。
※就職準備金の交付は、就職後となります。

⑤受領書(申請者)

○借受人は、貸付資金の送金を確認後、受領書を市社協に提出します。

転居や退学 氏名変更 勤務先変更等

○北九州市社会福祉協議会 生活福祉資金相談コーナーまでご連絡ください。
電話 093-882-4405

貸付後

○借受人は毎年、現況届(借受人の状況)を提出してください。また、当該養成機関に在学している場合は、在学を証明する書類を毎年提出してください。

免除

○取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き資格業務に従事された場合等。下記、「(8) 返還免除について」をご覧ください。

(7) 償還（返還）について

《返還期間等》

資金種類	返還期間	備考
入学準備金	返還理由が生じた月の翌月から養成機関に在学した期間の2倍に相当する期間	養成機関修了後、就労中は申請により返還を猶予します。
就職準備金		※その他、申請により返還を猶予できる場合があります。

- (1) 返還は、市社協が指定する口座への入金（金融機関備え付けの振込用紙を使用。振込の手数料は借受人が負担）してください。口座振替はご利用できません。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない場合を除き、養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に指定区地域内において、所得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き就業継続しなかった等の場合は、その事由が生じた月の翌月から返還期間に入ります。いずれの資金も返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子（年利3%）が発生します。
- (3) 本資金の返還にあたっては、市社協が相談にあたります。返還期間中に、病気や失業等により、計画どおりの返還が難しくなった場合には、必ず、市社協にご相談ください。
- (4) 何のご連絡もなく、一定期間を超えて滞納された場合は、借受人及び連帯保証人に「督促状」を発行するなど、必要に応じ訪問や面接の実施などの対応をします。悪質と判断される場合は法的措置をとる場合もあります。

(8) 返還免除について

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に指定区地域内において取得した資格が必要な業務に5年間（1週間の所定労働時間が20時間以上）引き続き従事した場合は、訓練促進資金の返還の債務が全額免除されます。
- (2) 償還（返還）免除が確定するまでの期間は、借受人の生活状況とあわせて、修学の継続または就業の継続状況の確認書類（現況届）を提出していただきます。この提出がないと、免除は認められません。また、必要に応じて市社協が求める書類等を提出していただくことがあります。
- (3) 上記（1）の要件に満たない場合でも、やむを得ない事由により就業を継続できなかった場合に、申請により返還債務額の全部または一部を免除できる場合があります。
- (4) 転居や退学、転職、退職など状況に変化があった場合は、必ず市社協にご連絡ください。
- (5) 償還（返還）免除が決定した場合にも、借用証書はお返ししません。また、免除された金額は原則として一時所得扱いとなりますので、各自ご確認のうえ、確定申告等の必要な手続きを行ってください。

(9) お問い合わせ・お申し込み先

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

〒804-0067

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F

電話 093-882-4405（生活福祉資金相談コーナー）

093-873-1296（自立支援課）

FAX 093-871-4585

受付時間： 月曜日～金曜日 9時～16時30分

（土日祝日、年末年始を除く）